

■第 451 回食品安全委員会

日時:平成 24 年 10 月 29 日(月) 14:00~15:12

傍聴者:5 名

議事概要:

(1) 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について

【審議結果の報告と意見・情報の募集】

- ・「コウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ Event5307 系統」
- ・担当委員の山添委員及び事務局からの説明。
- ・取りまとめられた評価書(案)について、意見・情報の募集手続に入ることが了承された。

* コウチュウ目害虫に対し抵抗性を持つトウモロコシです。

(2) 食品安全基本法第 24 条の規定に基づく委員会の意見について

【食品健康影響評価】

・以下の審議結果が了承され、リスク管理機関(厚生労働省又は農林水産省)へ通知することとなった。

[1] 農薬「ジノテフラン」

- ・一日摂取許容量(ADI)を、0.22mg/kg 体重/日と設定する。

[2] 農薬「テブコナゾール」

- ・ADI を、0.029mg/kg 体重/日と設定する。

[3] 農薬「フロニカミド」

- ・ADI を、0.073mg/kg 体重/日と設定する。

[4] 農薬「ベンチアパリカルブイソプロピル」

- ・ADI を、0.069mg/kg 体重/日と設定する。

[5] 農薬「イプフェンカルバゾン」

- ・ADI を、0.00099mg/kg 体重/日と設定する。

[6] 農薬「ジカンバ」

- ・ADI を、0.3mg/kg 体重/日と設定する。

[7] 農薬「プロパルギット」

- ・ADI を、0.0098mg/kg 体重/日と設定する。

[8] 動物用医薬品「アザペロン」

- ・ADI を、0.0013mg/kg 体重/日と設定する。

[9] 化学物質・汚染物質「清涼飲料水中の化学物質「硝酸性窒素・亜硝酸性窒素」

・硝酸性窒素の耐容一日摂取量(TDI)を、1.5mg/kg 体重/日とし、亜硝酸性窒素の TDI を、15?/kg 体重/日設定する。

[10] 化学物質・汚染物質「清涼飲料水中の化学物質「セレン」

- ・TDI を、4.0?/kg 体重/日設定する。

[11] 化学物質・汚染物質「清涼飲料水中の化学物質「バリウム」

- ・TDI を、20?/kg 体重/日設定する。

* [1] 殺虫剤で、稲、きゅうり等に使用します。動物用医薬品としても用いられます。今回、未成熟とうもろこし、とうがらし(葉)、まくわうり、しょうが、さやいんげん、りんごへの適用拡大申請がされています。

* [2] 殺菌剤で、小麦、りんご等に使用します。今回、豆類(種子、ただし、らっかせいを除く)、ばれいしょ、にら、にら(花茎)、いちじくへの適用拡大申請及びマンゴー、ペカン等へのインポートトレランス設定要請がされています。

* [3] 殺虫剤で、トマト、いちご等に使用します。

今回、小麦、だいち、あずき、おうとうへの適用拡大申請がされています。

* [4] 殺菌剤で、きゅうり、トマト、ぶどう等に使用します。

今回、らっきょうへの適用拡大申請がされています。

* [5] 除草剤で、今回、水稻への新規登録申請がされています。

* [6] 除草剤で、芝、草地等に使用します。

大麦、大豆へのインポートトレランス設定要請及びインポートトレランスに基づき、大麦及び大豆を対象にした飼料中の残留基準の設定要請がされています。ポジティブリスト制度導入に伴う

残留基準（いわゆる暫定基準）、飼料中の残留基準が設定されています。

* [7]殺虫剤で、おうとう、りんご等に使用し、みかん、もも、茶等への適用拡大申請及び魚介類への残留基準値設定の要請がなされています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。

* [8]海外で、豚の鎮静剤として用いられています。

* [9]硝酸イオン及び亜硝酸イオンとして存在する自然由来のイオンであり、窒素循環の一部を担っています。窒素肥料、腐敗した動植物、家庭排水、下水等に含まれる窒素化合物は、水や土壤中で化学的・微生物学的に酸化及び還元を受け、アンモニア性窒素、硝酸性窒素、亜硝酸性窒素等になります。

* [10]自然水中に含まれていることがありますが、その多くは鉱山排水、工場排水などの混入によります。

* [11]火成岩や堆積岩中に微量元素として存在しています。水中のバリウムは主に自然の汚染源に由来するものです。

(注) *の記述は、物質の概要です。